

大 個 審 第 2 4 号
(答 申 第 1 0 号)
平成9年11月10日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成9年10月28日付け高第951号で諮問のありました高齢者介護サービス体制整備支援事業に係る大阪府個人情報保護条例(以下「条例」という。)第7条第4項に規定する個人情報の収集については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 本事業においては、本人の心身に関する詳細な情報を大量に収集し取り扱うことから、個人情報の収集に当たっては、本人の自由な意思のもとに、当該事業へ協力する同意を得ること。
とりわけ、本人の心身に関する情報をかかりつけの医師から聴取することについては、聴取する内容を本人に具体的に示したうえで、本人の十分な理解を得ること。
- 2 大阪府が市町村に事務を委託する際には、当該市町村の調査員等担当職員に対する研修の実施など個人情報保護の趣旨を徹底するとともに、個人情報取扱要領の作成等、条例第10条の趣旨に基づく個人情報保護措置を求めること。
府においても当該事業の実施について個人情報保護の管理体制を確立するため、また、本人の自己情報のコントロールを実効的に保障するため、必要な措置を講ずること。
- 3 本事業を行うに当たって上記1、2に関して講じた措置について、本審議会に報告するとともに、諮問内容に追加や変更が生じるときは、改めて本審議会に諮問すること。